

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号） ..... 1

○環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号） ..... 2

○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定）            第六条 法第八条の二、第九条第一項又は第九条の二第一項の規定による第一種区域、第二種区域又は第三種区域の指定は、<u>時間帯補正等価騒音レベル</u>（当該飛行場において離陸し、又は着陸する航空機による騒音の影響度をその騒音の強度、発生の回数及び時間帯その他の事項を考慮して国土交通省令で定める算定方法で算定した値をいう。）が、その区域の種類ごとに国土交通省令で定める値以上である区域を基準として行うものとする。</p>	<p>（第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定）            第六条 法第八条の二、第九条第一項又は第九条の二第一項の規定による第一種区域、第二種区域又は第三種区域の指定は、<u>航空機の離陸又は着陸に伴う騒音の影響度をその騒音の強度、発生の回数及び時刻等を考慮して</u>国土交通省令で定める算定方法で算定した値が、その区域の種類ごとに国土交通省令で定める値以上である区域を基準として行うものとする。</p>

○環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第三（第十六条関係）			
対象事業の区分 一〇九（略） 十 別表第一の 四の項に該当す る対象事業	事業の諸元	事業の諸元	事業の諸元
	（略） （略） （略） （略） （略） （略） （略）	（略） （略） （略） （略） （略） （略） （略）	（略） （略） （略） （略） （略） （略） （略）
十一〇十八（略）	（略）	（略）	（略）
	<p>変更前の飛行場周辺区域（公 共用飛行場周辺における航空 機騒音による障害の防止等に 関する法律施行令（昭和四十 二年政令第二百八十四号）第 六条の規定を適用した場合に おける同条に規定する時間帯 補正等価騒音レベルが環境省 令で定める値以上となる区域 をいう。以下同じ。）から五 百メートル以上離れた陸地の 区域が新たに飛行場周辺区域 とならないこと。</p>	<p>変更前の飛行場周辺区域（公 共用飛行場周辺における航空 機騒音による障害の防止等に 関する法律施行令（昭和四十 二年政令第二百八十四号）第 六条の規定を適用した場合に おける同条の値が七十五以上 となる区域をいう。）から五 百メートル以上離れた陸地の 区域が新たに当該区域となら ないこと。</p>	<p>手続を経ることを要しない変 更の要件</p>
	<p>手続を経ることを要しない変 更の要件</p>	<p>手続を経ることを要しない変 更の要件</p>	<p>手続を経ることを要しない変 更の要件</p>